発議第 2 号

地方自治の尊重を政府に求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

提出者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

地方自治の尊重を政府に求める意見書

日本全土の 0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の専用施設の 74%が集中している。 先日も起きた米軍機の墜落や、繰り返し発生する米兵の女性に対する暴行事件など、沖縄 県民はこの米軍基地に苦しめられ続けている。沖縄が、第二次世界大戦において本土防衛 の捨て石とされ、総人口の 5 分の 1 にあたる 12 万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争 終結後も 1972 年の本土復帰まで 27 年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせ れば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されないのではないだろうか。

ところが、日本政府は、「世界一危険な基地」である普天間基地の返還のかわりである として、辺野古に新基地建設を決め、昨年11月の沖縄県知事選挙や暮れの衆議院議員選挙 で、沖縄県民から、はっきり基地建設反対の声が示されたにもかかわらず、その建設を強 行しようとしている。

普天間基地も、もともと沖縄県民の土地を一方的に取り上げて造られたものである。それを返還するからと言って、どうして絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古・大浦湾を埋め立て、環境を無残に破壊して、新基地を建設しなければならないのか。

新基地建設による基地強化は、沖縄県民を再び戦争の惨禍に巻き込む危険性を高める。 また、繰り返し示された沖縄県の民意を踏みにじって、辺野古に新基地建設を強行することは、地方自治の侵害と言わざるを得ない。

よって、八雲町議会は、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 11 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣